

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（訪問型サービスA）重要事項説明書

岩倉市社会福祉協議会訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（訪問型サービスA）重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会		
所 在 地	〒482-0036 愛知県岩倉市西市町無量寺2番地1		
代 表 者	会長 伊藤憲治		
設立年月日	昭和54年 2月20日		
電 話 番 号	0587-37-3135	F A X番号	0587-38-0039

2. 事業所の概要

事業所の名称	岩倉市社会福祉協議会訪問介護事業所		
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問型サービスA）		
所 在 地	〒482-0036 愛知県岩倉市西市町無量寺2番地1		
電 話 番 号	0587-38-0085	F A X番号	0587-38-0050
指定年月日	平成29年 8月 1日	事業所番号	2374700058
通常の事業の実施地域	岩倉市内		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者または事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者的心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する岩倉市や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問型サービスA）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、日常生活上の支援を行うサービスです。

生活援助	家事を行なうことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるよう支援することを目的としています。 調理、洗濯、掃除、買い物など
------	--

5. 営業日時

事業所窓口の 営業日及び営業時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ただし、国民の祝日等（振替休日を含む。）及び12月29日から1月3日を除く。
サービス提供日及び 提供時間	年中無休 午前8時～午後6時

6. 事業所の従業者体制

職種	資格	常勤 (人)	常勤 兼務 (人)	非常勤 (人)	備考
管理者	介護福祉士		1		サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	1			
訪問介護員等	介護福祉士			3	
	ヘルパー2級			2	
事務職員				1	

7. 利用料

(1) 第1号訪問事業（訪問型サービスA）の利用料

サービスを利用した場合の利用料金は、1か月ごとの定額制です。

お支払いただく「利用者負担」は、原則として負担割合証に記載された負担割合の額です。

サービス利用にかかる利用者負担は、重要事項説明書別紙（利用料金表）をご覧ください。

(2) キャンセル料

第1号訪問事業（訪問型サービスA）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用する場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の利用料の交通費は、以下の額をお支払いただきます。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から最短距離で
片道10キロメートル未満 無料
- ② 事業所の実施地域を越える地点から最短距離で
片道10キロメートル以上 100円

(4) 利用料の支払方法

前記（1）の利用料は、1か月ごとにまとめて請求します。毎月15日までに前月分を請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払ください。

口座振替	サービスを利用した月の翌月の27日（当日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）にご指定の口座から振替させていただきます。
現 金	サービスを利用した月の翌月の27日までに現金でお支払ください。

8. 緊急時等の対応

訪問介護員は、サービス提供中に利用者の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族や関係機関等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供時を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。

ただし、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

(3) 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス実施の変更

台風・地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる理由により、サービスの実施が困難な場合には、利用者に対してサービスの実施の変更又は中止をさせていただきます。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ③ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

10. 虐待防止について

虐待の発生又は、その再発を防ぐための取り組みを行います。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について

従業者に周知徹底します。

- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。
- ⑤サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを岩倉市に通報します。

1.1. ハラスメント対策について

ハラスメントにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための取り組みを行います。

- ①職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者が従業者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1.2. 衛生管理等について

感染症の発生及び、まん延を防止するための取り組みを行います。

- ①感染症の予防又は、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
- ②感染症の予防又は、まん延防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、感染症の予防又は、まん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.3. 業務継続に向けた取組

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するため、及び事業時の体制での早期の業務再開を図るための取り組みを行います。

- ①業務継続計画を策定し、従業者に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。
- ③業務継続に向けた取り組みを適切に実施するための担当者を配置します。

1.4. 身体拘束等について

身体拘束等の適正化を図るための取り組みを行います。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。

- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

1 5 . 事故発生時の対応と損害賠償（契約書第10条参照）

- ①事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- ②事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録します。
- ③事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ④当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社
保 険 名 社協の保険
補償の概要 第三者賠償責任補償

1 6 . 苦情の受付について

事業所又は法人に設置された苦情・相談受付窓口	苦情受付担当者 管理者 電話番号 0587-38-0085 受付時間 午前9時～午後5時 (ただし、土日、国民の祝日等（振替休日を含む。）及び12月29日から1月3日を除く。)
	社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会 福祉サービスに関する苦情解決制度 苦情解決責任者 事務局長 苦情受付担当者 管理者

岩倉市福祉部 長寿介護課 介護保険グループ	<p>所 在 地 岩倉市栄町一丁目 66 番地</p> <p>電話番号 0587-38-5811</p> <p>受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (ただし、土日、国民の祝日等(振替休日を含む。)及び 12月29日から1月3日を除く。)</p>
愛知県国民健康保険 団体連合会 介護福祉課	<p>所 在 地 名古屋市東区一丁目 6 番 5 号</p> <p>電話番号 052-971-4165</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時 (ただし、土日、国民の祝日等(振替休日を含む。)及び 12月29日から1月3日を除く。)</p>
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	<p>所 在 地 名古屋市東区白壁一丁目 50 番地</p> <p>電話番号 052-212-5515</p> <p>受付時間 午前9時～午後5時 (ただし、土日、国民の祝日等(振替休日を含む。)及び 12月29日から1月3日を除く。)</p>

17. 第三者評価の実施状況

実施している

実施していない

第1号訪問事業（訪問型サービスA）の提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　年　月　日

事業者　住　所　　愛知県岩倉市西市町無量寺2番地1
法　人　名　　社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会
事業所名　　岩倉市社会福祉協議会訪問介護事業所
説明者　職　名　　サービス提供責任者
氏　名　　_____印

私は、本書面に基づいて事業者から第1号訪問事業（訪問型サービスA）の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者　住　所　　_____

氏　名　　_____印

代理人　住　所　　_____

（続柄：　　）

氏　名　　_____印

重要事項説明書 別紙

岩倉市社会福祉協議会訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業（訪問型サービスA）利用料金表

1. 利用料金

1か月ごとの定額制で下記のとおりです。

サービス名	サービス内容	単位数	基本利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)
訪問型サービスA I	週1回程度	1,000 単位	10,420 円	1,042 円	2,084 円
訪問型サービスA II	週2回程度	1,997 単位	20,808 円	2,081 円	4,162 円
訪問型サービスA III	週3回程度	3,169 単位	33,020 円	3,302 円	6,604 円

2. 利用料金の計算方法

※岩倉市は、地域区分単価が1単位あたり10.42円です。

（1）1割負担の場合の利用者負担額の計算方法

サービス単位数×地域区分単価（10.42円）＝基本利用料（1円未満切捨て）

基本利用料×90%＝事業費請求額（1円未満切捨て）

基本利用料－事業費請求額＝利用者負担額

（2）2割負担の場合の利用者負担額の計算方法

サービス単位数×地域区分単価（10.42円）＝基本利用料（1円未満切捨て）

基本利用料×80%＝事業費請求額（1円未満切捨て）

基本利用料－事業費請求額＝利用者負担額